

別紙

諮問第587号

答 申

1 審査会の結論

「録音テープの内容」を対象保有個人情報として特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日、〇〇局の〇〇氏と私の会話記録。（建設局作成のもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年4月10日付けで行った開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

審査請求に係る処分を取り消す決定を求める。他に存在している正しい文書の発出を求める。

イ 意見書

本件は私の提出した録音テープを東京都がテープ起こししたものである。つまり審査請求人が作成したものではない。

審査会はその職責としてテープを聞き、テープ起こし文書を全て見たものと解

積する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

本件処分は、実施機関が審査請求人からなされた条例13条1項に基づく保有個人情報開示請求に対し、開示請求の趣旨に合致する文書について、条例14条1項の規定に基づき全部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月27日	諮問
平成30年 2月28日	新規概要説明（第185回第一部会）
平成30年 3月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 3月26日	審査請求人から意見書收受
平成30年 4月26日	審議（第186回第一部会）
平成30年 5月31日	審議（第187回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「録音テープ（タイトル「〇〇局〇〇氏録音 〇年〇月〇日」）の内容」とのタイトルが付された文書に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において「他に存在している正しい文書の発出」を求めていることから、審査会は、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について判断する。

イ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、「録音テープ（タイトル「〇〇局〇〇氏録音 〇年〇月〇日」）の内容」とのタイトルが付されており、7ページにわたり〇〇局職員と審査請求人との会話を逐語的に書き起こしたものであることを確認した。

実施機関に確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が提出した録音テープを実施機関において書き起こしたものであり、本件対象保有個人情報のほかに本件開示請求にかなう情報について、作成も取得もしていないとのことである。

上記実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件対象保有個人情報のほかに本件開示請求に適合する保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求に対し本件対象保有個人情報を特定し、開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも